

新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
旧年中は大変お世話になり、
ありがとうございました。

本年も、社員一同、
皆様のお力になれるよう
頑張っております。

ご愛顧の程よろしくお願いいたします。



昨年までのコロナ自粛一辺倒の生活から、徐々に日常が戻りつつある状況になってきました。これにあわせて、世の中のさまざまな仕組みそのものも、大きく変動しようとしています。このような状況下で、私たち自身も、従来の成功体験や考え方では対応ができなくなってきており、経営の舵取りは、ますます難しくなっています。

でも、「ピンチはチャンス」という言葉がある通り、この時流を先取りし、新たな取り組みにも、積極的にチャレンジしていく時が、きているのかもしれない。

2022年の干支は壬寅(みずのえ・とら)

さて、今年は60干支でいうと、「壬寅(みずのえ・とら)」となります。
干支は10種類の十干(じっかん)と、12種類の十二支の組み合わせで60種類が存在し、60年で一巡しています。
では、この「壬寅」が表す意味は、どんな意味があるのでしょうか？

まず「壬」は、生命のサイクルを10段階であらわす十干(甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸)の9番目、生命の循環で言えば終わりの位置に近く、次の生命を育む準備の時期を表しています。「壬」の文字の意味は「妊に通じ、陽気を下に妊」、厳冬を耐えて内に蓄えた陽気で次代の礎となることを意味しています。具体的なイメージで言うと、土の下で芽が膨んで土がぐんと盛り上がっている様子、もしくは生き物が子孫を残すための繁殖期のような状態です。

次に「寅」は十二支の3番目に位置し、生命の循環で言えば初めの位置に近く、誕生を表しています。「寅」の文字の意味は「蟻(ミミズ)に通じ、春の発芽の状態」です。豊穡を助けるミミズが、土の中で動き、芽吹きが始まり、暖かくなって虫たちが動き出し、春の胎動を感じさせるイメージです。「寅」は陰陽五行説では「木の陽」に分類されます。五行の「木」は成長、発育、誕生、春の象徴である。つまり「寅」は、強く大きく成長するといったことを表しているのです。

では、「壬」と「寅」の関係でみると、「水生木」の「相生」と呼ばれる組み合わせで、これは水が木を育み、水が無ければ木は枯れる。つまり「壬」が「寅」を補完し強化する関係となるのです。

これらを合わせ考えると、2022年の干支「壬寅」は、「陽気をはらみ、春の胎動を助く」、冬が厳しいほど春の芽吹きは生命力に溢れ、華々しく生まれることを表しているのです。

新しい時代に向かって、しっかりと準備をして日々邁進していきましょう。

CONTENTS

新年のご挨拶	P.1
2022年の干支は	
壬寅(みずのえ・とら)	P.1
2022年度	
主な税制改正項目	P.2
自治体関連の料金、	
コンビニ払い拡大へ	P.4
相続税の申告状況	
(令和2年分)	P.4
2022年1月～3月度の	
税務スケジュール	P.5
今月の名言録	P.6
無料相談会実施中	P.6

最新情報は
ASAKのTwitter(ツイッター)も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！





2022年度 主な税制改正項目

昨年末に、与党がまとめた2022年度の税制改正大綱が発表されました。これによると、住宅ローン控除の控除率や住宅取得資金贈与の非課税枠が縮小となり、株式の配当でも所得税と住民税で課税方式を使い分けることによる節税が2024年度からできなくなるなど、家計にかかる税負担は来年からじわりと増えてきそうです。住宅購入や株式投資など個人の資産形成に関わる分野で、税負担や非課税の恩恵が受けにくくなるような改正が多く含まれているからです。

◆ 住宅ローンの控除率が、1.0%→0.7%へ

まず、住宅税制の代表としては、住宅ローン控除があります。現在は、年末のローン残高の1%の金額を所得税、住民税から、原則10年間差し引けます。現行制度の控除額の上限は、省エネや耐震性に配慮した「認定住宅」では、年50万円、その他の一般住宅では年40万円です。ただし、2019年からは消費増税に対応し、控除期間を13年間にする特例もあり、その場合、控除額は認定住宅で最大100万円、一般住宅で最大80万円を上乗せできる仕組みとなっています。

ただ制度自体が2021年で期限切れになるのに加え、ローン残高の1%の控除率を会計検査院がかねてから問題視していたため、今回の税制改正で見直しが検討されています。これは、現在の住宅ローン金利は、相場として1%未満が珍しくなく、その場合、控除額が支払金利を上回り、ローンを借りる方が有利になる「逆ザヤ」になっていたことがあります。特に、高所得者が逆ザヤを狙い、積極的に借りていたことも、批判される要因になっています。

この改正により、制度自体の期限は2025年入居まで4年間延長されます。控除期間も新築住宅は原則10年間から原則13年間に延長されます。一方、控除率については、ローン残高の0.7%に引き下げられます。また、あわせて、高所得者の利用を制限するため、所得要件を現行の「年3000万円以下」から「年2000万円以下」にします。

控除対象となるローン残高の上限も見直されます。2022～23年に入居の場合、認定住宅では現行の5000万円を維持し、「脱炭素」の世界的潮流に対応して、現在は「一般住宅」に含まれている一定程度環境に配慮した「ゼロ・エネルギーハウス」「省エネ基準適合住宅」を、今後は独立した区分にして、控除対象ローン残高も、ゼロ・エネルギーハウスは4500万円、省エネ基準適合住宅は4000万円と、現在の一般住宅よりやや増やすか同額にします。

ただその一方で、その他の一般住宅では3000万円(現行4000万円)に縮小されます。2024～25年入居では、どの区分でも控除対象ローン残高は、現在よりも減少します。控除率が引き下げられることと相まって、控除額の上限は来年度以降、現在より縮小され、節税余地は狭まる方向です。

◆ 住宅取得資金の贈与の非課税制度の縮小

住宅取得資金の贈与の非課税制度についても縮小されます。父母、祖父母から子、孫への住宅取得のための資金贈与が一定額まで無税になる制度ですが、住宅ローン控除と同様に2021年末が期限となっていたものを、2023年12月末まで2年間延長した上で、非課税枠を現行の最大1500万円から500万円減らし、1000万円となります。

父母や祖父母などが、非課税贈与により相続財産を減らせば、相続税の節税につながるため、住宅資金贈与を利用する富裕層にとっては、残念な改正項目になりそうです。

◆ 地価上昇を反映し、固定資産税は増税へ

固定資産税は、課税評価額が3年ごとに見直される仕組みとなっており、本来は2021年度が評価替えの年度でした。2020年までの地価の上昇傾向が評価替えに反映され、税額も増える見込みでしたが、一昨年から新型コロナの影響による生活難に配慮し、2021年度は、特例として2020年度と同水準に据え置く措置が取られていました。

その据え置き措置が、来年度は廃止となる見込みです。商業地では、税額を2.5%増に抑える措置が取られるようですが、住宅地では、そうした措置はなくなるため、地価上昇が税額にそのまま反映されます。住宅地の固定資産税は、もともと評価額を本来の6分の1に抑える措置があるので、急激な税負担増にはなりにくいと思いますが、今年度より税額が増える場合が多くなりそうです。

◆ 登録免許税の減免措置

不動産関連では「所有者不明土地」の増加を抑制するための改正があります。親が亡くなっても、子はそれぞれ持ち家があるため、親の家の相続を渋るケースは少なくありません。親の所有名義を変更する「相続登記」をしないまま、代替わりすると、相続人の住所が分からなくなったり、遺産分割が難航し、所有者が確定しなかったりする場合があります。これがいわゆる、所有者不明土地問題です。

こうなるのを防ぐためには、まずは相続登記をする必要があるのですが、その際に、固定資産税評価額を基にした登録免許税がかかります。そこで2年前から、相続登記が進まない期間に、その次の相続が発生する「数次相続」の土地を対象に免税措置が導入されました。今回は改正により、固定資産税評価額が100万円以下(現行10万円以下)であれば、市街化区域であるか否かに関わらず、法務大臣の指定を受ければ免税となります。

また、遺産分割が難航し、相続登記ができない場合でも、相続人の氏名、住所などを届ける「相続人申告登記」が、2024年度にも導入され、その登録免許税も非課税となります。

◆ 事業承継

事業承継税制においては、特例承継計画の提出期限を1年間延長し、2024年3月末までとなります。この制度は、中小企業の事業を承継した後継者の贈与税や相続税の支払いを、最終的には免除する制度ですが、その利用者の拡大をはかるため、期限の延長がなされます。

◆ 配当課税の仕組み変更で節税に歯止め

株式や株式投信の配当、分配金や売却益にかかる所得税と住民税で、異なる課税方式を選択することにより、節税する方法があります。それが2024年度からできなくなりそうです。

株式の配当では、所得税・住民税ともに3つの課税方式があります。まず一つ目は、確定申告をして、給与など他の所得と合計する「総合課税方式」です。

次に二つ目は、「申告分離課税方式」です。株式投資は、源泉徴収ありの特定口座で行う人が多いかと思いますが、ある特定口座での配当を他の特定口座の株式売却損と損益通算することで、配当から源泉徴収された税金分を取り戻せます。このために給与などと分けて申告するのが申告分離です。

三つ目は、「申告不要制度」といい、配当が支払われる段階で所得税15%(復興所得税を除く、以下同)、住民税5%の計20%が源泉徴収(天引き)され、これで課税関係を終わらせるやり方です。

この課税方式の中で、現在は、所得税と住民税で別個に有利な課税方式を選べることができます。例えば、所得税は総合課税を選び、住民税は申告不要にした場合をみてみましょう。総合課税には「配当控除」という負担軽減の仕組みがあり、この一定の配当控除率を差し引いたものが実効税率になります。課税所得が900万円以下では、総合課税の実効税率が0~13%なので、申告不要時の住民税率の5%と合計しても、5%~13%であり、源泉徴収税率の20%より有利になります。

逆に、課税所得900万円超では所得税を総合課税、住民税を申告不要にすると実質税率は28%以上になってしまうので、源泉徴収税率20%より不利になってしまうので、使い分けはしないほうがいいことになります。

それ以外にも、課税所得が900万円以下では、住民税を申告不要にすることで国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険料を減らせるメリットもありました。保険料を算出する基になる住民税の所得が配当を申告しないことにした分減ことになるからです。

いずれにしても、2023年度までの残り2年間は、よく検討した上で、申告しましょう。(一部は日本経済新聞より抜粋)

【総合課税方式】

課税所得金額	所得税			住民税		
	所得税率	配当控除	実効税率	住民税率	配当控除	実効税率
195万円以下	5%	10%	0%	10%	2.80%	7.20%
195万円超~330万円以下	10%	10%	0%			
330万円超~695万円以下	20%	10%	10%			
695万円超~900万円以下	23%	10%	13%			
900万円超~1,000万円以下	33%	10%	23%	10%	1.40%	8.60%
1,000万円超~1,800万円以下	33%	5%	28%			
1,800万円超~4,000万円以下	40%	5%	35%			
4,000万円超	45%	5%	40%			

※復興特別所得税は含めておりません。

【申告分離課税方式】

	所得税	住民税
税率	15.315%	5%

【申告不要制度】

	所得税	住民税
税率	15.315%	5%

自治体関連の料金、コンビニ払い拡大へ

政府は、コンビニエンスストアで支払える地方自治体の料金の範囲を広げる考えです。現在は、施設使用料や地方税などに限って認められています。これに加えて、新たに放課後児童クラブ(学童保育)や水道の新規加入時の料金などを対象を広げることで、ほぼすべての料金を銀行窓口に出向かなくても、払えるようにして利便性を高める考えです。



税金や公共料金などの公金のうち、コンビニ払いできる種類は地方自治法の施行令で定められています。一般の意見を募り、2022年2月中旬にも拡大します。実際にコンビニ払いの対象とするかは自治体ごとに決めることにはなりません。

これまでコンビニ払いできる範囲は、自治体の要望に応じて広がってきました。現在、可能なのはスポーツ施設の使用料、住民票などの手数料、公営住宅の家賃などです。比較的低額だったり、定期的に納めたりするものが多くなっています。

これに対して、新たに公的施設の分担金などを加えます。水道の新規加入時の費用、公営住宅の修繕費用、下水道の整備費、公有地の購入代金などがそれにあたります。自治体によって線引きが曖昧だった高額で不定期なものも含まれます。自治体向け支払いは、中では金融機関に行けなかったり、金融機関が近くになかったりする住民には手間がかかり、これが滞納の一因でもあったので、その解消につながることが期待されています。

相続税の申告状況(令和2年分)

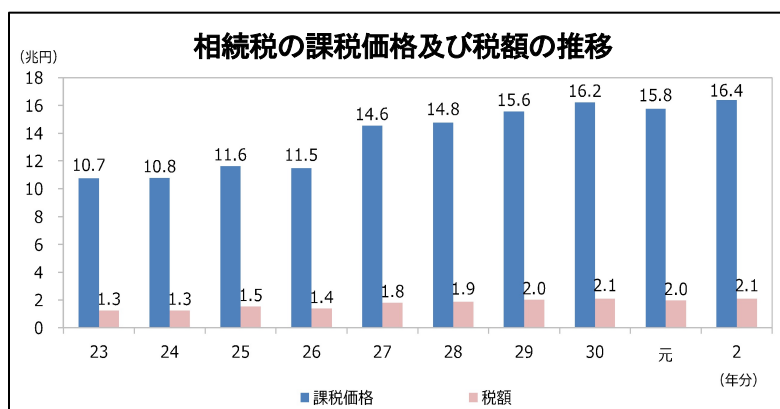
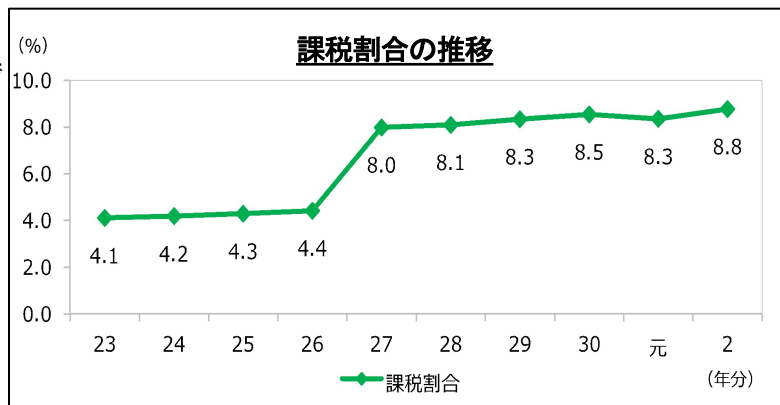
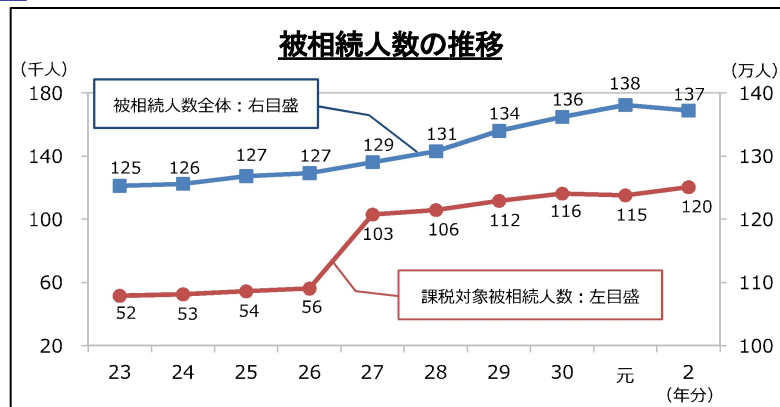
昨年末に国税庁から、令和2年分における相続税の申告事績の概要が公表されました。

令和2年分における被相続人数(死亡者数)は、1,372,755人(前年対比 99.4%)でしたが、そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は120,372人(同 104.4%)で、その課税価格の総額は、16兆3,937億円(同 103.9%)、申告税額の総額は、2兆915億円(同 105.9%)でした。

右の各グラフからもわかりますが、平成26年から平成27年にかけて、被相続人数、課税割合、課税価格および税額ともに、急増しています。これは、平成25年度に行われた税制改正(平成27年施行)で相続税の基礎控除額が、「5000万円+1000万円×法定相続人数」から、「3000万円+600万円×法定相続人数」に下げられたことにより、相続税の課税対象者が大幅に増えたことが要因です。

相続税の税務調査の状況についても公表されていますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響により、実地調査件数は大幅に減少(対前年度比 48.0%)していますが、大口・悪質な不正が見込まれる事案を優先して調査し、実地調査1件当たりの追徴税額は、943万円(対前年度比 147.3%)となり、過去10年間で最高となっています。

また、実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなど、簡易な接触(簡易な接触)の手法を積極的に取組むことにより、簡易な接触件数は、13,634件(対前年度比 157.9%)、追徴税額は、65億円(同 154.8%)と、いずれも過去最高となったようです。



2022年1月～3月度の税務スケジュール

内 容	期 限
前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 1月11日(火)
前年下期分源泉所得税の納付(納期特例)	納 期 限 1月20日(木)
前年11月決算法人の確定申告 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉	申告期限 } 納 期 限 } 1月31日(月)
2、5、8、11月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告〈消費・地方消費税〉	
法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
5月決算法人の中間申告(半期分) 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉	
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月毎の中間申告〈消費税・地方消費税〉(9月決算法人は2ヶ月分)	
固定資産税の償却資産に関する申告	
支払調書の提出・給与支払報告書の提出	
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	

内 容	期 限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 2月10日(木)
前年12月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税〉	申告期限 } 納 期 限 } 2月28日(月)
3・6・9・12月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告〈消費税等〉	
6月決算法人の中間申告(半期分)〈法人税・消費税・法人事業税・法人住民税〉	
法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉	
消費税年税額が400万円超の3・6・9月決算法人の3月毎の中間申告〈消費税等〉	
消費税年税額が4,800万円超の11・12月決算法人除く法人の1月毎の中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)〈消費税・地方消費税〉	
固定資産税(都市計画税)の納付(第4期分)	

内 容	期 限
2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 3月10日(木)
前年分所得税の確定申告、所得税確定損失申告書の提出、前年分贈与税の申告	申告期限 } 納 期 限 } 3月15日(火)
前年分所得税の総収入金額報告書の提出、確定申告税額の延納の届出書の提出	
国外財産調書の提出、個人都道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告	
1月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税〉	申告期限 } 納 期 限 } 3月31日(木)
個人事業主の前年分の消費税・地方消費税の確定申告	
1・4・7・10月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉	
7月決算法人の中間申告(半期分)〈法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税〉	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉	
消費税年税額が400万円超の4・7・10月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税年税額が4,800万円超の12・1月決算法人を除く法人の1月毎の中間申告〈消費税・地方消費税〉(11月決算法人は2ヶ月分)	

今月の名言録

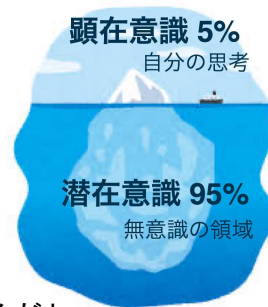
潜在意識の大掃除

とにもかくにも、消極的感情、情念を、自分の実在意識の中に発生させないようにしなければならぬんだが、それがいけないと言われたそばから、発生させまいと思っても駄目。学者や識者、あるいは宗教家は、そういうときに、そういう思い方考え方をするからいけないんだというけれども、私から言わせれば、思ったり考えたりするのがいけないんじゃないんだよ。潜在意識の中に、そういうことを思わせたり考えさせたりするような、材料をため込んでおくことがいけないんだ。材料がなければ出て来ないんだ。あるから出てくる。

考えてごらん。四斗樽に水をいっぱい入れておいたら、いつのまにか、ぼうふらががわき出したとする。これはいけないっていうんで、あとから新しい水をいくら入れても、よろしいか、ぼうふらの卵をとらないかぎりはいつまで待ってもぼうふらをなくすることはできないんだ。アパートを借りに行っても、空き部屋がなければ入れないのと同じこと。どんないいことでも、潜在意識の中に入りたくても、潜在意識の中はノー・ベケント・ルームなんだ。

だから何をおいても、まず、第一に、潜在意識、すなわち心の奥の、大掃除をやらなければいけないんだよ。

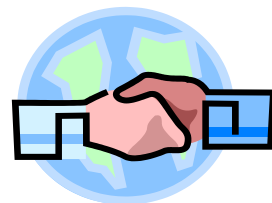
(「ほんとうの心の力」 中村天風著 PHP研究所)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

ASAKからのお知らせ

繁忙期につき2ヶ月間お休みです！ 次は4月発行

次号のInsight Review(Vol. 185)は、業務上の都合により2ヶ月のお休みをいただき、2022年4月1日の発行を予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1

TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士

不動産鑑定士

社会保険労務士

浅岡 和彦

佐々木 勝己

松永 裕美

